

## 概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、出張して工作機械の修理、メンテナンスを行う業務に従事していた。被災者は工場内のトイレで倒れているところを発見されたため、A病院に救急搬送され、「脳幹部出血（橋出血）」と診断された。その後、B病院に転医し「脳幹出血」と診断され、入院による治療を受けていたが死亡した。

被災者の配偶者であった審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者に係る休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者の死亡原因は、脳内出血（脳幹出血）である。被災者は倒れて入院する以前に、頭痛、吐き気など脳内出血の兆候はなかった。

被災者自らが勤務時間を記した手帳には、発症の2日前から、勤務時間の記載がないので、蓄積した疲労がピークに達し、労働時間を記録する余裕すらなかったことが伺い知れる。また、拘束時間が長く、大半が宿泊を伴う出張業務といってよく、精神的な緊張を伴う業務でもあったことに加え、付加的要因として、6か月を超える以前からの業務状況もおおむね80時間を超える時間外労働があったことから、被災者が発症前に従事した業務は、著しく疲労を蓄積させる特に過重な業務であり、長時間の過重業務があった。

被災者の基礎疾患がその一因となっていることは否定できないとしても、発症前に従事した業務による過重な身体的負荷が基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、発症を早め、発症に至ったものとみることが相当である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者が罹患した疾病は、「脳幹出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前6か月間における1か月あたりの平均時間外労働時間数は、最高が発症前2か月平均の67時間20分であり、発症と業務との関連性が強いとされる80時間には及ばない。

なお、請求人が主張する時間外労働時間については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数から算入しているが、休憩時間を控除していないものと推察される。

また、出張に伴う移動時間について、拘束時間には算入するが、自ら自家用車を運転する以外の移動時間は、身体的、精神的に緊張を強いられるものではないことから実労働時間から控除している。

(4) 被災者の勤務の多くが出張業務であるが、出張がもともと主たる業務であり、通常業務であること、宿泊先における休息、睡眠も十分に取れていたことから、その程度が著しいものとは認められない。精神的緊張を伴う業務について、被災者は業務経験が長く熟練しており、作業も複数の人間で行っていることから、過重性の程度が著しいとは認められない。

(5) 被災者の基礎疾患として、健康診断において高血圧、脂質代謝、肝機能に異常が認められたため、治療を受けていた。

(6) 地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会は、「被災者に発症した橋出血は、基礎疾患としてあった高血圧症経過の自然増悪によるものであり、発症と業務との間には、相当因果関係は認め得ない。」との意見である。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 被災者は、発症前日が休日であり、発症当日も特に心理的負荷となる異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない（発症前1か月目の時間外労働時間数は48時間、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、最も多い平均時間外労働時間数は2か月平均の67時間20分）。

エ 拘束時間の長い業務、出張の多い業務について、休憩時間も確保されており、宿泊出張の形態のみをもって、拘束時間の長い勤務として負荷の程度が大きいとは認められない。出張の多い業務並びに連続して勤務する日が多かったことは認められるが、移動時間には飲酒する等、業務に従事していたとはいえ、移動は公共交通機関等を利用しており、ビジネスホテルを利用し、休憩・休息は十分取れ、疲労は回復されていたと認められる。また、被災者は、10年以上の業務経験を有しており、被災者の業務が精神的緊張を伴う業務であったとは認められない。

オ 被災者は、健康診断にて、高血圧について「(注意)治療」と指摘を受けているが、請求人の申述によると、発症するまでの間、薬を飲んでおらず、適切な血圧管理がなされていなかったと推認される。

エ 脳・心臓疾患専門部会は「基礎疾患として高血圧症があったことは間違いなく、かなりの重症である。高血圧症は、今回の危険因子になっていたものと考えられる。飲酒癖が高血圧症の後押しをしたと考えられる」と所見している。

(2) 結論

以上から、本件疾病について業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。